

京都市上下水道企業管理規程第14号

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「旅行命令簿」を「旅行命令書」に改める。

別表中「10級, 9級及び8級」を「9級, 8級及び7級」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第18条関係）

### 旅行命令書

						伝票番号	
年度		起案日		決定日			
会計				所属			
予算区分				用務 (取消自由)			
事業							
予算科目	款				行先地		
	項				期間	から	日間
	目					まで	
	節				旅行雑費	1日につき	日
細節				1夜につき		夜	合計
区分				宿泊料			
<b>予定金額</b>					消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
職員	氏名コード						
	所属・職名						
	氏名						
NO	手段	出発地	距離	運賃・車賃	指定座席料	種別	
		行先地	運賃計	特急・急行料金	特別車両料金	時期	
運賃合計							
主催者				主催者負担額			
適用規定							
備考							

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)